

令和5年度 第1回
東京都感染症対策連携協議会

(午後 4時00分 開会)

○高島感染症対策総合調整担当部長 定刻になりましたので、ただいまより、令和5年度第1回の東京都感染症対策連携協議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、本協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただきます、保健医療局感染症対策総合調整担当部長の高島と申します。議題に入るまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。それでは、以後、着座にてご説明をさせていただきます。

本日の会議でございますが、議事録及び会議資料は原則公開することとなっております。後日、東京都のホームページに掲載されます。あらかじめご承知おきいただければと存じます。

なお、本日は、委員の皆様以外の関係機関の方にもオブザーバーとしてオンラインで参加していただいております。また、報道関係者もオンラインで傍聴しておりますので、ご承知おきいただければと存じます。

本日の会議は対面とオンラインのハイブリッド方式となっておりますので、会議の進め方についてご連絡を申し上げます。オンラインでご出席をいただいている委員の皆様におかれましては、まず、挙手機能を用いて挙手をいただくか、チャットに発言される旨をご記載いただきまして、指名を受けてからご発言をお願い申し上げます。オンラインですので、ご指名があるまでタイムラグが生じますが、あらかじめご了承ください。いただければと存じます。

また、会議の途中で長時間音声聞こえないなどのトラブルがございましたら、お手数ですが、チャットにてその旨をご記載いただければと存じます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、会議に使用する資料についてご説明いたします。本日の会議はペーパーレスで実施しております。お手元のタブレット端末内に、会議資料の統合版と議題ごとのファイル、それぞれ格納しております。ご自身で操作いただけますので、適宜、資料をご確認いただきますようお願いいたします。タブレット端末に不具合が生じた場合は、近くにいる職員にお申し出いただければと存じます。

なお、オンラインでご出席の委員の皆様におかれましては、事前に資料をお送りしておりますが、随時、画面共有させていただきます。

本日は、本協議会第1回目の開催となりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元及び画面上の東京都感染症対策連携協議会委員名簿及び座席表を御覧いただければと存じます。

名簿の順にご紹介させていただきます。 それでは、ご紹介させていただきます。まず、オンラインでご出席をいただいております、目黒区保健所長、石原委員でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、同じくオンラインでご出席をいただいております、都立駒込病院感染症科部長、今村委員でございます。

○今村委員 今村です。よろしくお願い致します。

○高島感染症対策総合調整担当部長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、東京医科大学八王子医療センター感染症科、科長、平井委員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、オンラインでご出席をいただいております、公益社団法人東京都医師会副会長、蓮沼委員でございます。

○蓮沼委員 東京都医師会の蓮沼です。よろしくお願い致します。

○高島感染症対策総合調整担当部長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、オンラインでご出席をいただいております、公益社団法人東京都医師会理事、川上委員でございます。

○川上委員 東京都医師会の川上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高島感染症対策総合調整担当部長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、一般社団法人東京都病院協会常任理事、宮崎委員でございます。

○宮崎委員 宮崎です。よろしくお願い致します。

○高島感染症対策総合調整担当部長 続きまして、公益社団法人東京都歯科医師会副会長、阪柳委員でございます。

○阪柳委員 阪柳です。よろしくお願いいたします。

○高島感染症対策総合調整担当部長 続きまして、公益社団法人東京都薬剤師会副会長、宮川委員でございます。

○宮川委員 東京都薬剤師会、宮川です。よろしくお願いいたします。

○高島感染症対策総合調整担当部長 続きまして、オンラインでご出席をいただいております、公益社団法人東京都看護協会専務理事、野月委員でございます。

○野月委員 野月でございます。よろしくお願いいたします。

○高畠感染症対策総合調整担当部長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、オンラインでご出席をいただいております、公益社団法人東京都栄養士会常務理事、上野委員でございます。

○上野委員 上野でございます。よろしくお願いいたします。

○高畠感染症対策総合調整担当部長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、東京消防庁救急部長、門倉委員でございます。

○門倉委員 門倉です。よろしくお願いいたします。

○高畠感染症対策総合調整担当部長 続きまして、東京都高齢者社会福祉施設協議会副会長、鶴岡委員でございます。

○鶴岡委員 鶴岡です。よろしくお願いいたします。

○高畠感染症対策総合調整担当部長 続きまして、オンラインでご出席をいただいております、西多摩保健所長、渡部委員でございます。

○渡部委員 渡部です。よろしくお願いいたします。

○高畠感染症対策総合調整担当部長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、東京都健康安全研究センター所長、吉村委員でございます。

○吉村委員 吉村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○高畠感染症対策総合調整担当部長 続きまして、東京検疫所長、高倉委員でございます。

○高倉委員 高倉です。どうぞよろしくお願いいたします。

○高畠感染症対策総合調整担当部長 続きまして、オンラインでご出席をいただいております、小平市健康福祉部健康・保険担当部長、川上委員でございます。

○川上委員 小平市の川上です。よろしくお願いいたします。

○高畠感染症対策総合調整担当部長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、オンラインでご出席をいただいております、檜原村福祉けんこう課長、大谷委員でございます。

○大谷委員 檜原村の大谷です。よろしくお願いいたします。

○高畠感染症対策総合調整担当部長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、東京都側の委員を紹介させていただきます。東京都保健医療局長、雲田委員でございます。

○雲田委員 雲田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高島感染症対策総合調整担当部長 同様に、保健医療局技監、成田委員でございます。

○成田委員 成田でございます。よろしくお願いいたします。

○高島感染症対策総合調整担当部長 また、本協議会には、東京感染症対策センター、東京iCDC、賀来所長にも委員としてご出席をいただいております。

○賀来委員 賀来でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○高島感染症対策総合調整担当部長 そのほか、残念ながら、本日も都合がつかず、ご出席のみなさんでなかった委員の皆様につきましては、お手元の名簿にてご確認いただきますようお願いいたします。

なお、福祉局長の佐藤委員につきましては、本日欠席となっており、福祉局次長の小林が参加をしております。

○小林次長 よろしくよろしくお願いいたします。

○高島感染症対策総合調整担当部長 以上をもちまして、紹介を終わらせていただきます。

それでは本協議会の座長を務めます雲田より、一言ご挨拶を申し上げます。雲田局長、よろしくお願いいたします。

○雲田座長 改めまして、東京都保健医療局長の雲田でございます。委員の皆様におかれましては、日頃より都の保健医療行政にご理解、ご協力いただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

また、東京都感染症対策連携協議会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、この3年間の対策の推進に当たりまして、都民の命と健康、暮らしを守るため、医療現場を初めとして、おのおのお立場で深い理解のもとご尽力賜りましたこと、この場をおかりして、改めて深く御礼申し上げます。

感染症予防計画の前回改定は平成30年でございますが、それ以降、新型コロナウイルス感染症による、これまで経験したことがない感染拡大に直面し、都は関係機関や専門家の皆様と一丸となって、幾度もの感染の波を乗り越えてまいりました。

このような状況の中、国は新型コロナへの対応を踏まえまして、国民の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、昨年12月に法改正を行い、本年5月に基本指針を改定いたしました。この法改正や指針の改定を受けまして、都の感染症予防計画を改定するに当たりましては、これまでの新型コロナへの取組などを踏まえるとともに、保健所設置区市におきましても、都の計画を

踏まえて、新たに予防計画を策定することが必要となっております。

委員の皆様におかれましては、都民の生命と健康を守るため、感染症予防計画の内容の充実を図り、実効性のあるものとしていただけますよう、忌憚のないご意見、ご助言をいただければと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○高島感染症対策総合調整担当部長 ありがとうございます。

それでは、これ以降の進行は座長にお願い申し上げます。雲田座長、よろしくお願い申し上げます。

○雲田座長 では、以下、着座にて進行を務めさせていただきます。

まず、議題に先立ちまして、東京都感染症対策連携協議会設置運営要綱第7条第2項に基づき、副座長を指名いたします。本協議会の副座長には、保健医療局技監、成田委員を指名いたします。成田副座長、よろしくお願いいたします。

○成田委員 よろしく申し上げます。

○雲田座長 それでは、本日の議題に移らせていただきます。次第の(1)～(3)につきましては、予防計画の改定に係る事項であるため、事務局より、まとめてご説明をさせていただきます。事務局からのご説明後に、委員の皆様からご意見、ご質問等いただきたく存じます。それでは、説明をお願いいたします。

○太田感染症予防計画担当課長 感染症対策部感染症予防計画担当課長の太田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。着座にて、説明させていただきます。

お手元のタブレット及び画面上の資料1、改正感染症法等の概要、こちらを御覧いただきながらご説明をさせていただければと思います。

まず、令和3年2月及び令和4年、昨年(2022年)の12月に国の感染症法等が改正されまして、それに伴い本年5月に国の基本指針も改正されまして、東京都の感染症予防計画の改定が必要になっているところでございます。主な感染症法等の改正の概要については、資料に記載のとおりというところで、順次ご説明をさせていただければと思います。

まず、令和3年2月の改正で、新型コロナウイルス感染対策の実効性の確保というところで、3点、主に措置が講じられているところでございます。

まず、1点目が、保健所設置区市から都道府県知事への発生届の報告等の義務化及び電磁的方法の活用。2点目が、都道府県知事による食事の提供等の市町村長との連携、宿泊療養施設の確保に係る努力義務。3点目が、入院勧告・措置の対象を限定し、入

院措置や積極的疫学調査に応じない場合等の罰則というところで、新型コロナウイルス感染対策の実効性の確保を担保する改正が行われているところでございます。

2点目ですけれども、令和4年12月改正で、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等について改正が行われているところでございます。

まず、1点目が、都道府県予防計画に係る保健・医療提供体制等の記載事項の充実及び体制確保に係る数値目標の設定が定められているところでございます。主に対応する感染症としましては、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症という形になっているんですけれども、実際、新たな感染症についてどういう形で想定するのかというのはなかなか難しいところがございますので、まずは現に対応し、これまでの教訓を生かせる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、その最大値の体制を踏まえて数値目標を設定していくと。仮にその想定を超えるような感染症が発生した場合には、国の判断の下、その特性に合わせて機動的な対応を行うということになっているところでございます。

その他、保健医療計画、新型インフルエンザ等行動計画、健康危機対処計画等の関連計画との整合性を図ることですとか、法改正が来年4月1日、令和6年4月1日施行ということで、今年度中に計画策定・改定が必要になっているというところが定められているところでございます。

2点目ですけれども、これまで都道府県において策定していた予防計画につきまして、その都道府県予防計画を踏まえて、新たに保健所設置区市においても、予防計画の策定が義務づけられたというところでございます。

3点目ですけれども、都道府県や保健所設置区市等で構成する本協議会である連携協議会の設置及び都道府県知事の総合調整権の対象拡大というところが定められたところでございます。

次のスライドを見ていただきまして、令和4年12月改正というところで3点、(4)～(6)をお示しさせていただいておりますけれども。まず、(4)が都道府県等と医療機関等における協定締結の仕組みの法定化というところで、医療機関との医療措置協定、あとは民間検査機関との検査措置協定、宿泊施設、民間の宿泊施設等と締結する宿泊施設確保措置協定及びDMAT等の広域的な災害支援ですとか感染症の支援の派遣チームということで、DMAT等が所属する医療機関等との派遣に関する協定というところで、新たな協定締結の仕組みが法定化されたというところでござ

います。

続きまして、感染症発生・まん延時における公的医療機関等による医療提供の義務づけ及び保健所の業務支援を行う保健師等の外部の専門職の活用の仕組みというところで、I H E A Tを法定化するということが定められているところでございます。

続きまして、3点目、4点目としまして、機動的なワクチン接種に関する体制の整備等というところで、医師・看護師等以外の者、歯科医師、診療放射線技師等がワクチン接種等を行う枠組みが整備されたというところと、水際対策の実効性の確保として、検疫所長による入国者への居宅等の待機指示、待機状況の報告要請なども定められたというところでございます。

以上が、改正感染症法等の概要の説明でございます。

続きまして、タブレット等で確認いただいて、資料の2というところで東京都感染症予防計画の改定について、資料を御覧いただければと思います。

資料上段の感染症予防計画というところで、感染症予防計画とはどういうものかというところを記載させていただいておりますけれども、太字にあるように、都道府県が策定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画という形になってございまして、今般、新たに保健所設置区市においても一部事項に関する計画策定が必要となっているところでございます。

2点目として、都においては、東京都感染症予防計画という名称で策定をしております。直近では平成30年の3月に改定をして、都における感染症対策の基本計画として位置づけているというところでございます。

資料下段の検討の方向性を御覧いただき、5点挙げさせていただいております。まず、上段3点が、国の考え方に沿った形での検討の方向性ということで示させていただいております。

まず1点目が、国の感染症法ですとか、基本指針の改正を踏まえて、予防計画の記載事項を追加するほか、今般の新型コロナ感染症への対応を踏まえて、保健医療提供体制の確保等に係る数値目標を設定するところでございます。細かい項目については、次のページでご案内をさせていただきます。

続きまして、計画改定に当たっては、保健所設置区市等の関係機関で構成される連携協議会で協議をすること。

3点目として、先ほど申し上げたような関連計画との整合性を図っていくところでご

ざいます。

次からが、都独自の事項というところをごさいますして、東京都がこれまで行ってきた新型コロナウイルス感染症への対応における専門家の知見の活用及び保健所設置区市、医療機関等の関係機関と連携して取り組んだ対策の成果等を踏まえて、具体的な記載内容を検討していくと。

最後ですけれども、前回改定、平成30年以降の都内における感染症発生状況等の変化を踏まえ、総合的に内容を検討していくところをごさいます。

次のスライドに行きまして、先ほどの国の基本指針の改正事項及び感染症法で定める予防計画の記載事項について、表にお示しさせていただいたところをごさいます。まず、左側の青い部分が国の基本指針の記載事項となっております、下線が引いてある項目が、今般の法改正に伴って新たに追加された項目という形になってごさいます。七番の患者の移送のための体制確保、十番の宿泊施設の確保及び、十六番の保健所の体制確保等の事項が追加になっているところをごさいます。

中段の予防計画の記載事項ということで、感染症法で定める事項ということで項目を挙げさせていただいておりますけれども、こちらも同様に下線が引いてある項目が、今般の法改正で追加となっている項目になってごさいます。主な事項を申し上げますと、三番の検査の実施体制及び検査能力の向上ですとか、八番の外出自粛対象者の療養生活の環境整備及び、十番、十一番の人材養成・資質の向上ですとか、保健所の体制確保など、新型コロナ対応で主に課題となった事項というところで追加事項として挙げられているというところをごさいます。

太字になっている項目が、保健所設置区市においても、予防計画において記載が必要となっている項目になっているところをごさいます。

この表の中で（任意）となっているところをごさいますけれども、こちらは感染症法で予防計画に定める事項としては任意という判断になっているところをごさいますけれども、都の感染症予防計画においては、この任意となっている項目につきましても、国の基本指針の事項を踏まえて、予防計画の中に盛り込んでいるというところをごさいます。

例えば十四番です、左側の基本指針の十四番の普及啓発並びに人権の尊重などは、国の感染症法では予防計画で定める事項としては任意になってごさいます、都の予防計画の中では記載をしているというところになってごさいます。

右側の緑の部分が、その予防計画の中で特に数値目標を定める事項という形になってございまして、中段の四番、医療提供体制の確保の部分であれば、病床数、発熱外来機関数ですとか、自宅療養者等への医療提供機関数などを数値目標として定めて、予防計画の中に盛り込むというところが定められたところでございます。

続きまして、次のスライドに行きまして、東京都感染症予防計画の改定について②の部分ですけれども、こちらが現行の東京都の感染症予防計画の構成を表に示したところでございます。前回の改定の趣旨が資料右上に記載しておりますけれども、国際都市であり、国内外からの観光客の増加も見込まれる東京の特性を踏まえ、新型インフルエンザ、エボラ出血熱、デング熱など近年の感染症の発生動向や感染症法の改正等の動きに的確に対応し、管理体制の強化等を図るという形になっているところでございます。

主な章立てとしましては、第一章、第二章と分かれてございまして、第一章が基本的な考え方というところで、総合的な予防対策、健康危機管理体制の確立ですとか、人権の尊重など基本的な部分を定めているところでございます。

第二章の各論につきましては、発生前、発生時の対策というところで、早期発見のための取組・予防のための啓発等ですとか、医療提供体制の整備の部分の感染症指定医療機関を核とした医療提供体制の整備、あとは関係機関との連携ということで検疫所との連携ですとか、近隣自治体との連絡体制の確保などを定めているところでございます。

下段のその他の施策というところで、特に総合的に予防施策を推進すべき感染症対策ということで、近年の感染症の発生動向等を踏まえ、疾患の特性に応じた対策を推進ということで、結核、エイズ、性感染症ですとか、麻疹・風疹等の特定感染症に対する対策なども予防計画の中に盛り込んでいるところでございます。

次のスライドに行きまして、こちらが先ほどの現行の予防計画の構成を踏まえまして、今後の改定のポイントということでお示しをさせていただいてるところでございます。

上段の四角の部分を御覧いただければと思うんですけれども、現行の構成を基本としつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、追加する記載事項については、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症発生時の対応として、新たに章立てをする。

既存の予防計画の記載事項につきましては、前回の計画改定からの状況変化や、最新

の知見を踏まえて記載内容の更新を行うというところをポイントとして挙げさせていただいたところでございます。

その下の法改正により定められた新たな仕組みというのは、先ほど申し上げたような協定締結の仕組みですとか、公的医療機関における医療提供の義務づけ等、法改正に伴って、予防計画に盛り込む必要がある項目というのを参考に挙げさせていただいているというところでございます。

資料の2の説明は以上となりまして、続きまして資料の3、東京都感染症予防計画の改定スケジュール（案）、こちらを御覧いただければと思います。

本日の東京都感染症対策連携協議会が、8月に記載しております第1回と書かれておりますが、上段の全体会というところでございます。この後に予防計画協議部会ということで、主なテーマを設定いたしまして、そのテーマに沿って協議・検討をさせていただくことを想定しているところでございます。

感染症予防計画の内容につきましては、非常に多岐にわたるというところでございますので、それぞれテーマを設定して、その回ごとに集中的に協議をするような形で予定をしているところでございます。本日の第1回が医療提供体制（病床、後方支援等）で、第2回以降、第5回まで主にテーマに沿って、11月上旬にかけて開催をさせていただきまして、まとめを行って、11月に第2回の全体会で取りまとめをした上で中間のまとめ案として感染症予防医療対策審議会という感染症の専門家の審議会に審議をしていただいて、中間のまとめという形で、12月中旬以降、パブリックコメントですとか、医師会様等の関係団体へ意見照会をさせていただいた上で、第3回の連携協議会全体会で協議をさせていただき、審議会の答申を受けて、3月末に計画改定するというところで進めさせていただければというところでございます。

簡単ですけれども、私の方から感染症予防計画の改定スケジュールと改定の概要につきまして、ご説明は以上でございます。

○雲田座長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問などございますでしょうか。ご発言される方は挙手、またはオンラインでご出席の方は、その旨をお知らせください。いかがでしょうか。

特にないようですが、よろしいでしょうか。

今村先生、お願いします。

○今村委員 今村です。1点確認で、感染症対策連携協議会が全体会に当たると思います

が、もう一つ、本日開催される予防計画協議部会とかなりメンバーが重なっていると思います。多くの委員が重なっている中で、全体会より少し人数が少ないのが予防計画協議部会となっていますが、議論をするときに、同じメンバーだと、質問等も似たような内容になるのではないのでしょうか。全体会と予防計画協議部会の位置づけについて明確に分けられているか、説明を東京都側をお願いできたらと思っております。よろしく申し上げます。

○雲田座長 では、事務局、お願いいたします。

○太田感染症予防計画担当課長 ご質問ありがとうございます。今村委員がおっしゃっていただいたように、全体会の委員構成から少し人数を絞った形で、予防計画協議部会を構成させていただいてるところでございます。全体会の位置づけとしましては、この連携協議会の内容等について全体を総括する役割という形になってございまして、予防計画協議部会は、東京都が改定する予防計画、保健所設置区市においては新たに策定する予防計画について、改定、策定に関する協議を集中的に行う場という形になっているところでございます。

資料3の改定スケジュール（案）の予防計画協議会と記載の欄の下の部分に保健所連絡調整部会は別途連絡という形で記載をしております。この連携協議会につきましては予防計画協議部会以外にも部会を設置させていただく予定でございまして、その内容も含めて、全体会の方で総括をして、協議していただくという形になってございます。予防計画協議部会については予防計画の改正等に関する協議、保健所連絡調整部会につきましては、感染症対策に関する連絡調整というところを予定しておりまして、その辺りの役割が異なるところでございます。

○今村委員 全体の位置づけ、よく分かりました。どうもありがとうございます。

○太田感染症予防計画担当課長 参考資料2、改定のプロセスというファイルがございまして、こちらが先ほど申し上げた専門家に基づく感染症予防医療対策審議会と右側が連携協議会ということで、それぞれの役割を表にしたものでございます。右側の連携協議会の中に本会の全体会と、その下に位置づける形で予防計画協議部会、保健所連絡調整部会、あとは実務担当者会議は必要に応じて設置するというところで、連絡調整部会というのも、今後、必要に応じて設置をするという形になってございます。全体会としては総括をする場で、それぞれの部会につきましては予防計画の協議ですとか、感染症対策に関する連絡、調整、情報共有を行う保健所連絡調整部会など役割に応じ

て会議を設定させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○雲田座長 ほかにございますでしょうか。

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 東京都病院協会の宮崎です。

今回の新型コロナウイルス対応におけるこの3年間の中で、常に、今もそうなんですけど、救急の逼迫というのは必ず起こるんです。これは感染症とも切り離しては考えられないと思いますので、方向性としてはどこかに、救急に関する内容、たとえば救急車の状況とか、救急病院の状況とか、そういったことに対しての方向性を加えていただくのが必要ではないかと思います。感染症は今回のことで、救急医療と切り離して考えるものではないと思いますので、どこかにその点を入れていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○雲田座長 事務局、お願いします。

○太田感染症予防計画担当課長 貴重なご意見、ありがとうございました。おっしゃるとおり、救急の逼迫というのは、新型コロナ対応でも非常に課題と、重要になった事項というところがございます。先ほどのスケジュール案のところでもお示しをさせていただいたところではあるんですけども、第2回以降のテーマに沿って部会の方で協議をさせていただくことを想定しているところではございまして、例えば、資料3の改定スケジュールの10月のところに第4回ということで、宿泊施設の確保、自宅療養者支援と合わせて、患者の移送体制ということで、まず救急車等の対応についてもテーマの設定をして、協議をさせていただくようなことを想定しているところがございます。本日いただいた意見も踏まえて、部会で円滑に協議をできるような形で対応させていただければと思います。どうもありがとうございました。

○雲田座長 ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

ご意見、ご質問等は、ほかによろしいでしょうか。

特になさそうですので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

本日の最後の議題といたしまして、私、座長より、予防計画協議部会の部会長について指名をさせていただきたく存じます。

先ほどまで事務局から説明がありましたように、予防計画の改定に当たりまして、予

防計画協議部会を置くこととなっております。また、東京都感染症対策連携協議会設置運営要綱第7条第5項によりまして、部会長を座長が指名することとなっております。つきましては、ここで予防計画協議部会の部会長につきましては、成田副座長を指名させていただきたく存じます。

成田副座長には、この後、引き続き開催されます予防計画協議部会の部会長をよろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しをいたします。

○高島感染症対策総合調整担当部長 委員の皆様におかれましては、本日はありがとうございました。今後の協議会につきましても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これにて終了とさせていただきます。

(午後 4時37分 閉会)